

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

大島商船高等専門学校

- ・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・（複数チェック■可）と記載のある項目は、該当する箇所に、それぞれチェックを入れること。
- ・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。

◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、当該ページを印刷した資料（該当資料名、資料番号を記入）及びそのURLを欄中に貼付すること。
なお、観点4-1-④はURLのみ、観点4-3-①は別紙様式のみとすることも可とする。

◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。
（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）
記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。
また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。

- ・根拠資料のみでは、内容が伝わりにくい場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄もしくは根拠資料内に簡単な補足説明を加えること。
- ・関係法令の略は次のとおり。

（法）学校教育法、（施）学校教育法施行規則、（設）高等専門学校設置基準

Ⅰ 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	大島商船高等専門学校
2. 所在地	山口県大島郡周防大島町大字小松 1 0 9 1 - 1
3. 学科等の構成	準学士課程：商船学科、電子機械工学科、情報工学科 専攻科課程：海洋交通システム学専攻、電子・情報システム工学専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：海洋交通システム学専攻、電子・情報システム工学専攻） J A B E E 認定プログラム（専攻名：電子・情報システム工学専攻） その他（ ）
5. 学生数及び教員数 (評価実施年度の5月1日現在)	学生数：682人 教員数：専任教員50人 助手数：0人
(2)特徴	

1. 沿革概要

本校は、明治30年10月、大島郡立大島海員学校として創立され、明治34年に山口県立大島商船学校となり、昭和26年4月に国立大島商船高等学校と改称、昭和42年6月に国立大島商船高等専門学校となり、航海学科及び機関学科（2学科1学年2クラス、クラス定員40名、学年定員80名）で発足したが、昭和44年、機関学科を2クラス（1学年3クラス、学年定員120名）とした。また、メカトロニクス分野の発展により昭和60年には、機関学科の1クラスを電子機械工学科に改組し、航海学科、機関学科、電子機械工学科（3学科1学年3クラス、学年定員120名）となる。さらに船員制度近代化と情報技術の発展に伴い、昭和63年に航海学科と機関学科を統合して商船学科とし、新たに情報工学科を設置して、商船学科、電子機械工学科、情報工学科（3学科1学年3クラス、学年定員120名）に改組した。その後、平成16年4月独立行政法人国立高等専門学校機構大島商船高等専門学校となった。さらに本学における高度な教育の充実を目指して平成17年には商船学科を母体とした海洋交通システム学専攻及び電子機械工学科と情報工学科を母体とした電子・情報システム工学専攻の2専攻で構成される専攻科が発足し、現在に至っている。

2. 本校の特徴

商船学科は航海及び機関コースの両コースが設置されており、船舶の安全運行に必要な専門知識を修得し、実践の場として、本校練習船大島丸及び海技教育機構大型練習船での充実した航海実習により、海上交通及び機関システム管理に関する専門的な技術を修得している。

電子機械工学科では、電子・機械工業分野だけでなく、情報系や制御系の講義科目と実験実習が相互に連携して開講されている。情報工学科では、コンピュータや情報処理に関心を持っている者に情報処理と情報通信の原理と応用について系統的に学べる環境を提供している。高度情報通信技術社会に対応できるエンジニアを育成するための対応が取られている。

以上のように、本校の準学士課程3学科は、本校の教育目標を達成するため、学科ごとにそれぞれの特色のある教育上の目的を掲げ、教育を行っている。準学士課程5年間の教育課程において、一般科目を低学年に多く配置し、学年が上がるに従って各学科で必要な専門科目を徐々に増やすカリキュラム構成にしている。

一般科目では、一般理数系科目を特に低学年を重視して配置するとともに、社会に出るための準備段階として、高学年において技術者としての倫理を身に付けるための社会系の科目を開講している。全学科とも特に英語に重点を置き、オーラルコミュニケーションを含んだ基礎から海事・工業英語に至るまでの教育を行っている。

専門科目では、基礎知識の修得や実験・実習の重視に加え、各学科とも創造力をつける訓練としての科目として、「海事事務」（商船学科）、「創造工学」（電子機械工学科）、「創造演習」（情報工学科）を取り入れている。本科の集大成として、5学年で行う「卒業研究」において、研究の進め方、論文の書き方及び発表方法など、技術者として社会に出るための準備が体系的に実施されている。

準学士課程では、課程を卒業する学生の約20%が進学、80%が就職しており、進学先、就職企業先は大半が学科の教育課程に合致した大学等、企業であり、準学士の教育課程が十分機能している。

専攻科課程において、海洋交通システム学専攻では、すでに乗船実習を修了した学生が、海上のみならず、陸上の国際物流管理業務を担うことができる海運管理者の育成を目指したカリキュラム構成としている。また電子・情報システム工学専攻では、メカトロニクス分野及び情報分野における実践的開発技術者の育成を目指したカリキュラム構成としている。本校電子機械工学科・情報工学科の4、5年、並びに電子・情報システム工学専攻のカリキュラムで構成している「システムデザイン工学プログラム」が、国際的に通用する技術者育成に適合するものとして、日本技術者教育認定機構（JABEE）から認定を受けている。令和2年3月には修了生全員が学位（学士）を取得し、教育課程に合致した大学院へ進学・関連企業へ就職をしていることから、教育課程が十分機能している。

本校は、近隣3県（広島・山口・福岡）では唯一の情報工学専門の国立高等教育機関となる学科を持ち、平成28年度よりサイバーセキュリティ人材育成事業の実践校として人材育成を開始している。今年度も継続して、セキュリティ人材育成事業を推進し、学校全体での取り組みを実施している。また、山口大学が進めるenPiT事業「ビジネスデザイン分野」と連携し、教員や学生の講習会などへ参加することにより、実践的で創造的な人材育成を進めている。

地域貢献の分野では、地域協力センターを中心として、産業界や地域社会との連携を進めており、平成21年度には、本校の教育研究活動への協力と地域産業界との連携交流を深めることを目的とした大島商船高等専門学校地域連携交流会が発足し、地域社会の発展に貢献している。

Ⅱ 目的

「我が国のものづくりの技術基盤を支え、質の高い専門能力を有し、創造性に富み、国際感覚を身につけた視野の広い実践的技術者を育成する」ことを養成すべき人材像として、本校では以下に示す教育理念、目標を掲げている。

1. 教育理念

準学士課程5年間（商船学科は5年6ヶ月）における一貫教育によって海洋で育まれた心豊かでたくましい海事技術者並びに創造性豊かな工業技術者の育成を目指す。さらに専攻科では高等専門学校の基礎の上に、更なる高度な専門知識と技術を教授し、技術革新と社会情勢に対応できる海運管理者及び工業技術者を育成することを目指す。

2. 教育目標

2. 1 本校の教育目標

準学士課程及び専攻科課程の学生に対して以下に示す教育目標を掲げ、教育を行っている。

- 1.豊かな教養と国際感覚を身につけた、視野の広い技術者を養成する
- 2.協同の精神と責任感を培い、集中力・耐久力を養い、指導者として必要な能力を育成する
- 3.探究心を養い、身体を鍛え、先人の遺産を学び、新技術を創造できる能力を育成する

2. 2 準学士課程各科の教育上の目的

（2－1）商船学科

- ・海技士資格を有し、船舶の安全運航に対応できる技術者の養成
- ・海事関連産業の多様なニーズに対応できる海のスペシャリストの養成
- ・幅広い海事関連分野に対応できる基礎から応用に亘る知識と技術、国際感覚及び管理能力の育成

（２－２）電子機械工学科

- ・電気電子工学と機械工学に関する高度な知識を有する実践的技術者の育成
- ・コンピュータ・情報関連教育による高度なコンピュータ活用能力の育成
- ・論理的文章の表現力とプレゼンテーション能力の育成
- ・福祉と環境も考慮に入れることのできる豊かな人間性と責任感の育成

（２－３）情報工学科

- ・豊富な情報技術をもとにした視野の広い応用能力の養成
- ・グループリーダーとしてのコミュニケーションとプレゼンテーション能力の養成
- ・柔軟で創造的なシステムデザイン能力の養成

２．３ 専攻科の教育上の目的（専攻別，共通を含む。）

（共通）

- ・IT教育により，高度なコンピュータ支援能力の育成
- ・国際化教育により，語学力や文化的教養の育成
- ・福祉と環境も考慮に入れることのできる総合力の育成

（海洋交通システム学専攻）

- ・海洋を中心とした国際・国内物流管理分野及び海事関連分野で活躍できる海運管理者の育成

（電子・情報システム工学専攻）

- ・電子・情報システムに関する高度な研究開発ができる実践的開発技術者の育成

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準1 教育の内部質保証システム

評価の視点			
【重点評価項目】			
1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】			
観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。			
【留意点】			
○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。 （改善への取組については1-1-④で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規程を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。	◇実施の方針が明示されている規程等		
■ 定めている	資料1-1-1-(1)-01 自己点検・評価委員会規則	第1条	
	資料1-1-1-(1)-02 大島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針		
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）		
■ 整備している	資料1-1-1-(2)-01 自己点検・評価を総括する組織の体制が分かる資料	大島商船高等専門学校自己点検・評価委員会規則第4条及び第5条	
	資料1-1-1-(2)-02 自己点検・評価の実施体制がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-03 自己点検・評価実施体制図		

(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）		
	資料1-1-1-(3)-01 自己点検・評価の基準及び項目等がわかる資料1	「大島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針」の「3 (1)高等専門学校評価基準（機関別認証評価）に準じた自己点検・評価」に関する基準及び項目等	
	資料1-1-1-(3)-02 自己点検・評価の基準及び項目等がわかる資料2	「大島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針」の「3 (2)本校における自己点検・改善システムに基づいた自己点検・評価」に関する基準及び項目等	
【重点評価項目】 観点 1－1－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 【留意点】 ○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。 自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、I R（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する機構の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1－1－①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1－1－①(3)と関連。）			
関係法令 （法）第109条 （施）第166条 （設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■ 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-01 根拠となるデータや資料等を収集・蓄積していることがわかる資料		
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-02 資料収集の担当組織等がわかる資料1	「大島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針」の「3 (1)高等専門学校評価基準（機関別認証評価）に準じた自己点検・評価」に関する担当組織等	
	資料1-1-2-(1)-03 資料収集の担当組織等がわかる資料2	「大島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針」の「3 (2)本校における自己点検・改善システムに基づいた自己点検・評価」に関する担当組織等	

(2) 自己点検・評価を定期的実施しているか。 ■ 実施している	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。）		
	資料1-1-2-(2)-01_自己点検・評価の定期的な実施がわかる資料		
	資料1-1-2-(2)-02_自己点検・評価報告書を毎年度作成・公表していることがわかる資料	https://www.oshima-k.ac.jp/other/pub-open.html	
	◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。		
	「自己点検・評価に関する基本方針」(資料1-1-1-(1)-02)に基づき、高等専門学校評価基準（機関別認証評価）に準じた自己点検・評価については、総括として7年毎に自己点検・評価委員会が全体の自己点検・評価を実施することとし、各関係組織等においては、項目毎にそれぞれ定められた実施間隔（毎年、5年毎、改正時又は7年毎）で、自己点検・評価を行うこととしている。（資料1-1-2-(2)-01）また、本校における自己点検・改善システムに基づいた自己点検・評価については、毎年度実施している。以上より、実施頻度は適切である。また、自己点検・報告書には具体的な数値等の成果を記載しており、自己点検・評価に際しては有効にデータ等が活用されていると判断する。	資料1-1-1-(1)-02_大島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針 資料1-1-2-(2)-01_自己点検・評価の定期的な実施がわかる資料	
(3) (2)の結果を公表しているか。 ■ 公表している	◇公表状況がわかる資料		
	資料1-1-2-(3)-01_自己点検・評価報告書を毎年度作成・公表していることがわかる資料	https://www.oshima-k.ac.jp/other/pub-open.html	

【重点評価項目】

観点1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

【留意点】

- 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。
- 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。
- 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（複数チェック■可）	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）		
■ 教員	資料1-1-3-(1)-01 教員に対する意見聴取の実施状況がわかる資料		
■ 職員	資料1-1-3-(1)-02 職員に対する意見聴取の実施状況がわかる資料		
■ 在学生	資料1-1-3-(1)-03 学内における意見箱の案内		
■ 卒業（修了）時の学生	資料1-1-3-(1)-04_保護者に対する意見聴取の実施状況が分かる資料（非公表）		
■ 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生	資料1-1-3-(1)-05 奨学後援会での学級懇談会および個人面談報告	【保護者に対する意見聴取】2019年7月に開催された教員会議において口頭で説明しました。	
■ 保護者	資料1-1-3-(1)-06 在学生に対する意見聴取の実施状況がわかる資料（授業評価アンケート項目及び結果）	在校生に対する意見聴取	
■ 就職・進学先関係者	資料1-1-3-(1)-07 卒業（修了）時の学生に対する意見聴取の実施状況がわかる資料（卒業生・修了生アンケート項目及び結果）	在校生（卒業時）に対する意見聴取	
	資料1-1-3-(1)-08 在学生及び卒業（修了）時の学生に対する意見聴取の実施状況がわかる資料（教育目標達成度アンケート項目及び結果）	令和2年度より年度末にFormsにより在校生全員に実施している。	
	資料1-1-3-(1)-09 学生相談室保護者アンケート		
	資料1-1-3-(1)-10 卒業3年後卒業生アンケート		
	資料1-1-3-(1)-11 就職・進学先に対する意見聴取の実施状況がわかる資料		
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-12 令和2年度自己点検・評価報告書（中間報告書）教育改善		
	資料1-1-3-(1)-13 令和2年度自己点検・評価報告書（中間報告書）キャリア支援室		

(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（複数チェック■可） 【在学生の意見聴取】 ☐ 学習環境に関する評価 ☒ 学生による授業評価 ☒ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ☐ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ☐ その他 【卒業（修了）時の意見聴取】 ☒ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ☒ 卒業（修了）時の学生による満足度評価 ☐ その他 【卒業（修了）後の意見聴取】 ☒ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価 ☐ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 ☐ その他 【外部評価】 ☒ 外部有識者の検証 ☒ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。） ☐ 設置計画履行状況調査 ☐ その他	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(2)-01_各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等（FD委員会議事要旨）（非公表）		
	資料1-1-3-(2)-02_授業評価アンケート結果を踏まえて自己点検・評価が行われていることがわかる資料	令和2年度自己点検・評価書の(p.3-3教育力向上)	
	◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。		

【重点評価項目】 観点 1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、J A B E E（日本技術者教育認定機構）による J A B E E 認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■ 整備されている	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事録、活動記録等）		
	資料1-1-4-(1)-01 自己点検・評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付ける体制がわかる資料		
	資料1-1-4-(1)-02_令和3年度各種委員会等委員一覧表（非公表）		
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-01 前回の機関別認証評価の評価結果を踏まえて自己点検・評価が行われていることがわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-02_前回指摘事項への対応状況がわかる資料（入学試験委員会議事要旨）（非公表）		
(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-4-(3)-01 令和2年度評議員会外部評価報告書まとめ（抜粋）		
	資料1-1-4-(3)-02 令和2年度自己点検・評価報告書（抜粋）		
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		
	資料1-1-4-(3)-03 令和3年度学生募集要項（抜粋）	九州地区からの志願者が減っていることに対して、九州地区に福岡と北九州に入試会場を設置している。	
	資料1-1-4-(3)-04 令和2年度九州地区進学相談会実施要項	九州地区からの志願者が減っていることに対して、令和2年度から、九州地区各地で進学相談会を実施。より多くの中学校を対象とすることができ、本校を志望する中学生本人への直接のPRが可能となった	
	資料1-1-4-(3)-05 令和3年度前期時間割	進級不認定者増加への対応策として、授業時間割に多くの補講時間を組み込んだ。	
	資料1-1-4-(3)-06_FD委員会議事要旨180919（オフィスアワー）（非公表）	進級不認定者増加への対応策として、従来のオフィスアワーを発展的に解消し、曜日・時間を限定することなく、学生がいつでも相談できる体制とした。	

1-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。			
（準学士課程） 観点1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。 ○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。 ○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。			
関係法令 （法）第117条 （施）第165条の2 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） □ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他		◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー） 資料1-2-1-(1)-01 本科ディプロマポリシー(令和3年度改正) 資料1-2-1-(1)-02 大島商船高等専門学校学則(学科の目的)	学則（学科の目的、令和2年度改定）

(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）
- （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。

関係法令 （施）第165条の2 （設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） □ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー） 資料1-2-2-(1)-01_本科カリキュラムポリシー（令和3年度改正）		
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している □ 学習成果をどのように評価するかを示している □ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1－2－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。
なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。
- 「学力の3要素」とは、1知識・技能、2思考力・判断力・表現力等の能力、3主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令（法）第57条、第118条（施）第165条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている □ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-3-(1)-01_アドミッションポリシー（HP）	https://www.oshima-k.ac.jp/exam/honka/gaiyou.html	
(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			

(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている	「知識・技能」：知識については本校のアドミッションポリシーの1.で示している。技能は本校で身に付けられるため、4.で意欲を求めている。 「思考力・判断力・表現力等の能力」：2.では、思考し判断した結果としての協調性、責任感と、表現力としてコミュニケーション能力を求めている。 「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」：3.で協働、5.で主体性を示している。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(専攻科課程) 観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ 観点1-2-①の留意点に準ずるものとする。			
関係法令 (法)第119条第2項 (施)第165条の2 (設) 第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ☐ 専攻科課程全体として定めている ■ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料 資料1-2-4-(1)-01_専攻科ディプロマ・ポリシー（本校HP）	https://www.oshima-k.ac.jp/school/introduce/diploma.html	
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1-2-⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ 観点1-2-②の留意点に準ずるものとする。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ☐ 専攻科課程全体として定めている ☒ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料 資料1-2-5-(1)-01_カリキュラムポリシー（専攻科）掲載HP	https://www.oshima-k.ac.jp/school/introduce/curriculum.html	
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ☒ 整合性を有している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ☒ どのような教育課程を編成するかを示している ☒ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ☐ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ 観点1-2-③の留意点に準ずるものとする。

関係法令 (法)第119条第2項 (施)第165条の2、第177条

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている □ 専攻ごとに定めている □ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-6-(1)-01_アドミッションポリシー(専攻科)	https://www.oshima-k.ac.jp/exam/senkouka/gaiyou.html	
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			

(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている		「知識・技能」：知識については本校専攻科のアドミッションポリシーの1.で示している。 「思考力・判断力・表現力」：2.では，思考力や判断力，表現力などを総合したデザイン能力の習得を求めている。 「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」：3.で自主性や継続性を求めている，4.でグローバルな視野(多様性)を持ち社会貢献できることを求めている。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
1－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし。			

評価の視点 1－3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。			
観点1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。 【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■ なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規程等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）		
	資料1-3-1-(1)-01 大島商船高等専門学校教務委員会規則	教務委員会において、教育課程の編成に関する前提条件である本科の教育目標、DP、CPについても検討している。	
	資料1-3-1-(1)-02 入学試験委員会規則	入学試験委員会において、入学者の募集に関することとしてAPについて検討している。	
	資料1-3-1-(1)-03 専攻科委員会規則		
	資料1-3-1-(1)-04 学校の目的及び三つの方針について点検を行う体制がわかる資料		
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■ 点検し、改定している	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	資料1-3-1-(2)-01_学校の目的及び三つの方針の点検の実情に関する資料（教務委員会議事要旨）（非公表）	令和3年度にDP、CPを改定。	
	資料1-3-1-(2)-02_学校の目的及び三つの方針の点検の実情に関する資料（入試委員会議事要旨）（非公表）	令和3年度にAPを改定。	
	資料1-3-1-(2)-03_専攻科委員会議事録_（非公表）	令和2年度に専攻科のAPを改定。（該当ページ：P7）	

1－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 1

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
該当なし			

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

2－1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

観点 2－1－① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。

○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。

関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料2-1-1-(1)-01 本科ディプロマポリシー(令和3年度改正)		
	資料2-1-1-(1)-02 大島商船高等専門学校学則		
	資料2-1-1-(1)-03 求人数のわかる資料		
	本校は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的とし、我が国の海運技術者および工業技術者を育成するため、商船学科、電子機械工学科、情報工学科の3学科構成となっている。学科毎に卒業の認定に関する方針を定めている。この学科構成は産業界のニーズに適合しており、令和2年度の求人数は1528人となっている。		

観点2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

- 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に係する記述が明確になっていることを分析すること。
- 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。

関係法令 （法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料2-1-2-(1)-01 専攻科ディプロマ・ポリシー（本校HP）	https://www.oshima-k.ac.jp/school/introduce/diploma.html	
	資料2-1-2-(1)-02 専攻科の目的がわかる資料（学則抜粋）		
	資料2-1-2-(1)-03 専攻科の目的がわかる資料（募集要項抜粋）		
	資料2-1-2-(1)-04 各専攻の目的がわかる資料（本校HP）	https://www.oshima-k.ac.jp/subject/senkouka/senkouka.html	
	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	本校専攻科は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的とする5年間の高等専門学校における教育の基礎の上に、「更に高度な専門知識と技術を教授し、技術革新と社会情勢に対応できる海運管理者及び工業技術者を育成すること」を目的として設置されている。そのため、海洋交通システム学専攻、電子・情報システム工学専攻の2専攻を設置し、設置されている専攻ごとに、目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマポリシー）を定めており、専攻の構成は整合性が取れている。		

観点2－1－③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
■ 整備している	資料2-1-3-(1)-01 大島商船高等専門学校運営委員会規則		
	資料2-1-3-(1)-02 大島商船高等専門学校教務委員会規則		
	資料2-1-3-(1)-03 大島商船高等専門学校入試選考委員会規則		
	資料2-1-3-(1)-04 大島商船高等専門学校FD委員会規則		
	資料2-1-3-(1)-05 大島商船高等専門学校厚生補導委員会規則		
	資料2-1-3-(1)-06 大島商船高等専門学校学寮管理運営規則		
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
■ 行っている	資料2-1-3-(2)-01_運営委員会議事概要（非公表）		
	資料2-1-3-(2)-02_教務委員会議事要旨（非公表）		
	資料2-1-3-(2)-03_入試委員会議事要旨（非公表）		
	資料2-1-3-(2)-04_FD委員会議事要旨210330（非公表）		
	資料2-1-3-(2)-05_厚生補導委員会議事概要（非公表）		
	資料2-1-3-(2)-06_令和2年度第1-4回寮務委員会議事要旨（非公表）		
2－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点

2－2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点2－2－① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。
 (例1) 目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。
 (例2) 目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる(助手は除く。)
- (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。

関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条

観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保していない	◇【様式2－1】高等専門学校現況表		
		4月1日付けで他高専に異動(公募による。3月に申出)したため、後任補充の公募を準備中である。	
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【様式2－3】担当教員一覧表等		

(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（複数チェック■可） ☐ 博士の学位 ☐ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） ☐ 技術資格 ☐ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） ☐ 海外経験 ☐ その他	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。		
	資料2-2-1-(5)-01 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがわかる資料（教員公募）	教員公募においては博士の学位を有することを条件とし、教員選考においては資格や企業実績を加点評価している。	
	資料2-2-1-(5)-02_適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがわかる資料（教員選考内規）（非公表）		
	専任教員のうち、博士の学位取得者を一般科目に9人、専門学科に24人配置しているほか、海技資格を有する者が13人、民間企業経験者が15人おり、多様な経験を持つ教員による教員組織を編成している。 また、非常勤講師として英語及び中国語のネイティブスピーカーを採用している。	【様式2-3】担当教員一覧表	
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

観点 2－2－② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。
（例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校専攻科は、特例適用専攻科の認定を受けており、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。 (リストから選択してください)	◇【様式 2－3】担当教員一覧表等		
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 (リストから選択してください)			
	◆左記について、資料を基に記述する		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。 (リストから選択してください)	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		

観点 2－2－③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。

【留意点】なし。

関係法令 (設)第6条第6項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■ 満たしていると判断する ■ 配慮している	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点 4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。）		
	資料2-2-3-(1)-01_教員の年齢構成がわかる資料（教員年齢構成表）		
	資料2-2-3-(1)-02_早期退職募集実施要項		
	◆配慮の取組について、資料を基に記述する。 教員の採用は原則公募で行っており、採用時には年齢、学位、教育経歴、研究実績、実務経歴を書面及び面接により審査しており、年齢層はバランスの取れた人員構成となっている。また、令和2年度に早期退職制度を実施し、年齢構成の若返りを図った。		
(2) (1)以外に配慮している措置等はあるか。（複数チェック■可） ■ 教育経歴 ■ 実務経歴 ■ 男女比 □ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(2)-01_大島商船高等専門学校教員選考基準	教員選考基準（資料2-2-3-(2)-01）及び教員選考内規（資料2-2-3-(2)-02）第7条により、年齢構成を配慮した上で、学位、資格、高等教育機関における経歴、研究業績等を考慮し、選考することを定めている。 さらに、上記の観点に加え、男女共同参画推進の観点から女性教員の優先的な採用に取り組んでいる（資料2-2-3-(2)-03）。	
	資料2-2-3-(2)-02_大島商船高等専門学校教員選考内規(非公表)		
	資料2-2-3-(2)-03_教員の配置について配慮していることがわかる資料（教員公募）		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（複数チェック■可）	☐ 任期制の導入	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	☒ 学位取得に関する支援	資料2-2-3-(3)-01 学位取得に関する支援	博士号取得のために、大学等の研究機関で研究論文指導等を受ける場合、職務専念義務を免除される制度を設定している。	
	☐ 任期制の導入	資料2-2-3-(2)-02_大島商船高等専門学校教員選考内規(非公表)	資料2-2-3-(2)-02選考内規第3条で教員の選考は原則として公募によるものと定めている。	再掲
	☒ 公募制の導入	資料2-2-3-(3)-02 大島商船高等専門学校教職員校長賞授与要項		
	☒ 教員表彰制度の導入	資料2-2-3-(3)-03 職員の研修に関する覚書		
	☒ 企業研修への参加支援	資料2-2-3-(3)-04_校長裁量経費(非公表)		
	☒ 校長裁量経費等の予算配分	資料2-2-3-(3)-05 在外研究員、内地研究員等及び教員交流制度の希望者について	高専機構が行う他機関、他高専への交流制度を周知し、希望者を募集している。	
	☐ ゆとりの時間確保策の導入			
	☐ サバティカル制度の導入			
	☒ 他の教育機関との人事交流			
☐ その他				
		◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。				
該当なし				

評価の視点

2－3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

観点2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01 国立高等専門学校教員顕彰実施要項	教員の自己評価、学生による教員評価、教員相互による評価を行っている。それらの結果に役職等経験も参考に、教員顕彰の推薦者を決定している。	
	資料2-3-1-(1)-02 教員の教育業績等評価	校長面談（資料1-1-3-(1)-01）は毎年実施している。面談結果や教育・研究活動の実績を基に、勤勉手当等の優秀者の評価を行っている。	
	資料2-3-1-(1)-03 学生による教員の評価方法について		
	資料2-3-1-(1)-04 【教員への通知メール】教員の自己評価及び教員による相互評価について		
	資料1-1-3-(1)-01 教員に対する意見聴取の実施状況がわかる資料		再掲
	資料2-3-1-(1)-05 役職経験一覧表（非公表）		
	資料2-3-1-(1)-06 外部資金申請・獲得一覧表（非公表）		
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-07 教員の成績優秀者（非公表）		
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	資料2-3-1-(2)-01 教員の教育業績等評価結果（非公表）		

(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（複数チェック■可） ■ 給与における措置 □ 研究費配分における措置 □ 教員組織の見直し ■ 表彰 □ その他	資料2-2-3-(3)-02 大島商船高等専門学校教職員校長賞授与要項 資料2-3-1-(3)-01 校長賞の教員への周知がわかるもの（令和3年度大島商船高等専門学校教職員校長賞について） ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 ◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。 勤勉手当や昇給の際に、教育・研究活動も評価し、成績優秀者を決定している。 また、教員の教育業績等評価結果（資料2-3-1-(2)-01）を参考として、教員顕彰被表彰者を推薦している。 これらにより教員の教育・研究活動の一層の活性化を図っている。	再掲 資料2-3-1-(2)-01_教員の教育業績等評価結果（非公表）	
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	◇教員評価に係る規程等を定めた資料 資料2-3-1-(4)-01_非常勤教員に対し教員評価を実施していることがわかる資料（教員選考内規）（非公表） 資料2-3-1-(4)-02 大島商船高等専門学校教員人事委員会規則 ◇実施していることがわかる資料 資料2-3-1-(4)-03_令和2年度授業評価アンケート集計結果（全体）（非公表） 資料2-3-1-(4)-04_非常勤講師選考申出書（非公表）	非常勤教員についても、常勤教員と同じ授業評価アンケートを実施している。根拠資料2-3-1-(4)-03は、常勤、非常勤教員の授業評価アンケート結果一覧であり、常勤教員数より多いデータが存在することから、非常勤教員分が含まれていることがわかる。 次年度以降の採用に際して、学科から提出の選考申出書に評価を記載させている。	

観点2－3－② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。

【留意点】

○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。

関係法令 (設)第11～14条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■ 定めている	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。） 資料2-2-3-(2)-01 大島商船高等専門学校教員選考基準 資料2-2-3-(2)-02_大島商船高等専門学校教員選考内規(非公表) 資料2-3-1-(4)-02 大島商船高等専門学校教員人事委員会規則		再掲 再掲 再掲
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（複数チェック■可） ■ 模擬授業の実施 ■ 教育歴の確認 ■ 実務経験の確認 ■ 海外経験の確認 ■ 国際的な活動実績の確認 □ その他	◇実施・確認していることがわかる資料 資料2-3-2-(2)-01 模擬授業の実施 資料2-3-2-(2)-02 教育上の能力等を確認する仕組みがわかる資料（採用） 資料2-3-2-(2)-03_教育上の能力等を確認する仕組みがわかる資料（昇任）（非公表） ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	応募時に提出する様式（資料2-3-2-(2)-02）において、教育歴、実務経験、海外経験等を確認している。 昇任候補者が昇任選考のため提出する様式（資料2-3-2-(2)-03）において、教育歴、実務経験、海外経験等を確認している。	

(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料2-3-2-(3)-01_教員人事委員会議事要旨（非公表）		
	教員の採用は公募とし、年齢、学位、教育歴、研究実績、実務経験等の書類審査及び面接・模擬授業により判断している。また、昇任については、教員選考内規の基準に従い、書類及び面接により判断している。		
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■ 定めている	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料		
	資料2-3-2-(4)-01_非常勤講師の採用基準等を定めていることがわかる資料(非公表)		
2－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点

2－4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

観点2－4－① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。

【留意点】なし。

関係法令（設）第17条の4

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程		
	資料2-4-1-(1)-01_大島商船高等専門学校FD委員会規則		
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-02_FDの実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料（FD委員会議事要旨）（非公表）		
(2) 定期的にFDを実施しているか。 ■ 実施している	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料		
	資料2-4-1-(2)-01_ピアレビュー実施通知		
	資料2-4-1-(2)-02_FDの実施状況がわかる資料（ピアレビュー評価結果）（非公表）		
	資料2-4-1-(2)-03_FDの実施状況がわかる資料（FDの実施例）		
	◇FDに関する報告書等の該当箇所等		
(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。 ■ 結びついている	資料2-4-1-(2)-04_令和2年度自己点検・評価報告書（中間報告書）教育改善		
	◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。		
	資料2-4-1-(3)-01_授業評価アンケート改善報告書および改善計画書(非公表)		
	資料2-4-1-(2)-02_FDの実施状況がわかる資料（ピアレビュー評価結果）（非公表）		再掲
	資料2-4-1-(3)-01により、授業評価アンケートの結果に基づき、授業の改善に取り組んでいるが、資料2-4-1-(2)-02により、ほかの教員の授業や意見を参考にした授業改善にも取り組んでいる。	資料2-4-1-(3)-01_授業評価アンケート改善報告書および改善計画書 資料2-4-1-(2)-02_FDの実施状況がわかる資料（ピアレビュー評価結果）（非公表）	

観点 2－4－② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

【留意点】

○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。

関係法令 (法)第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号 (設)第7条、第10条、第25条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している	◇【様式 2－1】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料		
	資料2-4-2-(1)-01 教育支援者等を適切に配置していることがわかる資料（大島商船高等専門学校組織図）		
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している			

観点 2－4－③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【留意点】

- スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点 4－2－⑤で分析するため、ここでは、F Dに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。
F Dへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■ 行っている	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料		
	資料2-4-3-(1)-01 技術職員の研修等の取り組み実績が分かる資料		
	資料2-4-3-(1)-02 事務職員技術職員の研修		
2－4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 2

優れた点

該当なし

改善を要する点

該当なし

基準 3 学習環境及び学生支援等

評価の視点

- 3－1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。
また、ＩＣＴ環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

観点 3－1－① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。

【留意点】

- (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定されている施設のことである。

関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式 2－1】高等専門学校現況表			
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式 2－1】高等専門学校現況表			
(3) 運動場を設けているか。 ■ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	◇設置状況がわかる資料			
	資料3-1-1-(3)-01_施設配置図(学生生活ハンドブック)			
	◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。			

(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(4)-01 法令に従って施設を適切に備えていることがわかる資料		
(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（複数チェック■可） ■ 実験・実習工場 ■ 練習船 ■ その他	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(5)-01 令和3年度学校概要技術支援センター実習工場 資料3-1-1-(5)-02 令和3年度学校概要大島丸 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。 資料3-1-1-(5)-03 実習船・練習船係留桟橋		
(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■ 設けている	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(6)-01 図書館棟 平面図 資料3-1-1-(6)-02 学校概要図書館		
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。（複数チェック■可） ■ 厚生施設 ■ コミュニケーションスペース ■ その他	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(7)-01 小松会館（食堂）平面図 資料3-1-1-(7)-02 図書館棟 平面図 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。 資料3-1-1-(7)-03 施設整備状況		

(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇安全衛生管理体制がわかる資料		
	資料3-1-1-(8)-01 大島商船高等専門学校安全衛生委員会規則		
	◇設備使用に関する規程、設備利用の手引き等		
	資料3-1-1-(8)-02 実習工場旋盤・アーク溶接・ガス溶接実習資料		
	資料3-1-1-(8)-03 実習工場安全利用資料		
(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ■ 機能している	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている事例に関する資料を基に記述する。		
	資料3-1-1-(9)-01 衛生管理者による週1回の職場巡視について		
	資料3-1-1-(9)-02 実習工場工作機械安全講習会		
	資料3-1-1-(9)-03 実習工場工作機械の使用状況		
	実習工場では学生の安全衛生管理教育として、卒業研究等で工作機械を利用する商船学科及び電子機械工学科の5年生、専攻科生を対象に工作機械安全講習を実施している。この講習は、実習工場の工作機械を使用するときの安全な利用方法と利用マナーを学生に理解させるために実施している。		
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■ 行っている	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料		
	資料3-1-1-(10)-01_キャンパスマスタープラン（非公表）		
	資料3-1-1-(10)-02_バリアフリー対策校舎全体配置図（非公表）		
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料3-1-1-(11)-01 大島商船高等専門学校施設整備委員会規則		

(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■ 行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料		
	資料3-1-1-(12)-01 大島高専スペース調査		
	資料3-1-1-(12)-02 教育環境に関する学生アンケート回答		
	資料3-1-1-(12)-03 大島商船高等専門学校施設の有効利用に関する規則		
	資料3-1-1-(12)-04 図書館・情報教育センター改修(2019事業)		
	資料3-1-1-(12)-05 機関実習工場等改修(2019事業)		
	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 資料3-1-1-(12)-03の資料に基づき、施設利用状況調査を1年周期で実施している(資料3-1-1-(12)-01)。施設利用状況調査では、「共同利用スペースの状況」、「講義室の稼働率」、「若手研究者のスペース確保状況」などを調査し、その調査結果から、既存施設の活用状況を把握し、施設整備計画の改善を行っている。改善した施設整備計画により、全校的な視点から教育研究の変化に対応した施設の再編等を図りながら施設整備を進めている(資料3-1-1-(12)-04)(資料3-1-1-(12)-05)。	資料3-1-1-(12)-03_大島商船高等専門学校施設の有効利用に関する規則 資料3-1-1-(12)-01_大島高専スペース調査 資料3-1-1-(12)-04_図書館・情報教育センター改修(2019事業) 資料3-1-1-(12)-05_機関実習工場等改修(2019事業)	

観点3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

【留意点】
○ この観点のICT環境とは、無線・有線LANやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。
○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたICT環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3-2-②で分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇ICT環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。） 資料3-1-2-(1)-01 ICT環境整備状況 資料3-1-2-(1)-02 大島商船高等専門学校情報教育センター運営規則		

(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ICT環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料 資料3-1-2-(2)-01 管理体制-情報セキュリティ組織体制に関する規程- 資料3-1-2-(2)-02 管理規定-情報セキュリティ管理規程- 資料3-1-2-(2)-03 管理規定-情報セキュリティ推進規程- 資料3-1-2-(2)-04 管理規定-情報セキュリティ教職員規程- 資料3-1-2-(2)-05 管理規定-情報セキュリティ利用者規程- 資料3-1-2-(2)-06 講習会-学生対象- 資料3-1-2-(2)-07 講習会-教職員対象-		
(3) ICT環境は有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇ICT環境の利用状況がわかる資料 資料3-1-2-(3)-01 利用状況-授業時間割- 資料3-1-2-(3)-02 情報教育センターの利用状況-利用者数 資料3-1-2-(3)-03 ICT利用満足度調査結果		
(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料 資料3-1-2-(4)-01 ICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備していることがわかる資料 資料3-1-2-(4)-02 大島商船高等専門学校情報教育センター運営規則		
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 資料3-1-2-(5)-01_令和2年度第1回情報教育センター運営委員会議事概要（非公表） 資料3-1-2-(5)-02 令和2年度情報教育センター運営委員会開催通知	本校のネットワークの利用状況を検討し、本科学生のWiFi利用を制限することを決定している。	

観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【留意点】

- 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。
- 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。

関係法令（設）第25条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料 資料3-1-3-(1)-01 図書館内図 資料3-1-3-(1)-02 大島商船高等専門学校図書館規則		
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料 資料3-1-3-(2)-01 学校概要図書館 資料3-1-3-(2)-02 図書館運営委員会規則		
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料 資料3-1-3-(3)-01 図書館の利用状況等	令和元年度は、図書館棟改修工事のため、図書館を閉館し、校内の別の場所で新刊図書の貸し出し業務のみ継続した。そのため、自習目的の利用がなくなり、入館数が大幅に減少している。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の閉胸で、前期をほぼリモート授業で実施、後期も1月以降がリモート授業となったため、入館者数が大幅に減少している。	
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料 資料3-1-3-(4)-01 2021年度図書館カレンダー 資料3-1-3-(4)-02 大島商船高等専門学校図書館利用細則 資料3-1-3-(4)-03 2021年度1年生図書館利用指導		

3-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。 また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。			
観点3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。			
【留意点】			
○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。			
○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。 (複数チェック■可)	◇実施状況がわかる資料		
■ 学科生	資料3-2-1-(1)-01 始業日特別日課及び担任配布物	始業日にLHRを実施し、担任から履修届の作成等を説明している。 編入学生・留学生は学生数が少ないため、全体説明の前後に個別フォローを行っている。	
■ 専攻科生	資料3-2-1-(1)-02 新入生へのガイダンス		
■ 編入学生	資料3-2-1-(1)-03 専攻科生へのガイダンス	履修届の作成（本科）、履修届の指導（専攻科）、資料3-2-1-(1)-01に示すように学科生と同様に始業日に本資料を基に履修指導を行っている。	
■ 留学生		※ 障害のある学生については、入学時学生相談室にて対応し、授業担当教員等で情報共有している。	
■ 障害のある学生	資料3-2-1-(1)-04 R3新入生図書館利用指導について		
□ 社会人学生	資料3-2-1-(1)-05 R3実習工場ガイダンス（電子機械工学科）		
□ その他	資料3-2-1-(1)-06 JABEEガイダンス資料 学生用配付資料（2021版）		
	資料3-2-1-(1)-07_R3実験実習ガイダンス（商船学科）（非公表）		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。
- 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。 （複数チェック■可）	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料		
■ 担任制・指導教員制の整備	資料3-2-2-(2)-01 学生相談室利用実績		
□ オフィスアワーの整備	資料3-2-2-(2)-02 資格試験・検定試験等の支援体制が学生に利用されていることがわかる資料		
■ 対面型の相談受付体制の整備	資料3-2-2-(1)-03 対面型の相談受付体制の整備していることがわかる資料（学習支援員）		
■ 電子メールによる相談受付体制の整備	資料3-2-2-(1)-04 対面型の相談受付体制の整備していることがわかる資料（学生相談室等）（非公表）		
□ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備	資料3-2-2-(1)-05 電子メールによる相談受付体制の整備がわかる資料		
■ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備	資料3-2-2-(1)-06 資格試験・検定試験等の支援体制の整備のわかる資料		
■ 外国への留学に関する支援体制の整備	資料3-2-2-(1)-07 放課後学習塾R2年度版		
■ その他	資料3-2-2-(1)-08 外国への留学に関する支援体制のわかる資料		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料3-2-2-(1)-09_オフィスアワーを廃止し、いつでも相談を受ける体制を整備したことがわかる資料（非公表）	オフィスアワーの設定を廃止（教務委員会議事録）、原則として、いつでも学生対応を行うこととした。	
(2) (1)は、学生に利用されているか。	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料		
■ 利用されている	資料3-2-2-(2)-01 学生相談室利用実績		再掲
	資料3-2-2-(2)-02 資格試験・検定試験等の支援体制が学生に利用されていることがわかる資料		再掲
	資料3-2-2-(3)-03 2018年度（平成30年度）学生海外派遣等状況	令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響によって実績が大きく減少しているため、平成30年度実績を提示する。	

(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（複数チェック■可） ☒ 担任制・指導教員制の導入 ☐ 学生との懇談会 ☒ 意見投書箱 ☒ その他	◇制度がわかる資料		
	資料3-2-2-(3)-01_教員マニュアル（R3）（非公表）	担任の学習支援としては、マニュアル11ページ（13ページ目）「学修状況の把握」として記載。	
	資料3-2-2-(3)-02 大島商船高等専門学校意見箱取扱要項		
	資料3-2-2-(3)-03 学生のニーズを把握する制度・意見箱（学外及び学内ホームページ）	https://www.oshima-k.ac.jp/other/opinion-box.html	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料1-1-3-(1)-07 卒業（修了）時の学生に対する意見聴取の実施状況がわかる資料（卒業生・修了生アンケート項目及び結果）		再掲
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ☒ 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-07 卒業（修了）時の学生に対する意見聴取の実施状況がわかる資料（卒業生・修了生アンケート項目及び結果）		再掲
観点3－2－③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。 【留意点】 ○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。			
関係法令 教育基本法第4条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条、第7～11条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ☒ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(1)-01 大島商船高専 外国人留学生教育実施要項		
	資料3-2-3-(1)-02 留学生ハンドブック		

(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-01 チューター委嘱原議		
	資料3-2-3-(2)-02 学則（留学生カリキュラム）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-03 チューター実施報告		
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備していない	◇整備状況がわかる資料		
		編入学生の学習および生活に対する特別な支援体制はなく、基本的には通常の学生と同一の支援体制となっている。ただし、編入学生の状況について所属学科の教員で共有している。	
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない	◇編入学生を支援する取組がわかる資料		
		編入学生には、基本的には通常の学生と同一の支援体制となっている。ただし、編入学生の状況について所属学科の教員で共有している。	
	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料		
	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備していない	◇整備状況がわかる資料		
		学習および生活に対する特別な支援体制はなく、基本的には通常の学生と同一の支援体制となっている。	

(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料		
		過去の入試実績においては、すべて本校準学士課程の卒業生であったため、特別な支援を行っていない。	
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01_大島商船高等専門学校合理的配慮検討委員会規則		
	資料3-2-3-(7)-02_大島商船高等専門学校学生相談室規程		
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-01_新入生保護者アンケート	学生相談室で面談し、対応を検討、情報共有の実施	
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ■ 対応している	資料3-2-3-(8)-02_中学校連携シート(非公表)		
	◇対応状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(9)-01_大島商船高等専門学校合理的配慮検討委員会規則		
	資料3-2-3-(9)-02_大島商船高等専門学校学生相談室規程		
	資料3-2-3-(9)-03_バリアフリー対策校舎全体配置図（非公表）		
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ■ 行っている			
	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		
	資料3-2-3-(10)-01_定期試験_別室受験対応		
	定期試験では途中退室を認めていないので、体調不良などに対応するため別の受験室を準備している。		

観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】なし。

関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条 いじめ防止対策推進法第35条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（複数チェック■可）	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。）		
■ 学生相談室	資料3-2-4-(1)-01 学生相談室HP	https://www.oshima-k.ac.jp/campus/soudanshitsu.html	
■ 保健センター	資料3-2-4-(1)-02 保健室HP	https://www.oshima-k.ac.jp/campus/nurses-office.html	
■ 相談員やカウンセラーの配置	資料3-2-4-(1)-03_学生相談室パンフレット（非公表）		
■ ハラスメント等の相談体制	資料3-2-4-(1)-04 学生相談室だより		
■ 学生に対する相談の案内等	資料3-2-4-(1)-05 保健室だより		
■ 奨学金	資料3-2-4-(1)-06 こころの健康調査結果		
■ 授業料減免	資料3-2-4-(1)-07_自宅待機に関する保護者アンケート結果について（非公表）		
□ 特待生	資料3-2-4-(1)-08 保護者アンケート		
■ 緊急時の貸与等の制度	資料3-2-4-(1)-09 カウンセラー来校日		
■ いじめの防止・早期発見・対処等の体制	資料3-2-4-(1)-10 緊急時フローチャート（保健室）		
□ その他	資料3-2-4-(1)-11 学生支援組織体制図		
	資料3-2-4-(1)-12_委員会一覧表（非公表）		
	資料3-2-4-(1)-13 奨学金制度・授業料減免		
	資料3-2-4-(1)-14 いじめ防止基本計画		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。	◇各取組の実施状況がわかる資料		
■ 実施している	資料3-2-4-(2)-01 保健計画表（R2年度）		
	資料3-2-4-(2)-02 保健計画表（R3年度）		

(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ☐ 利用されている	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-01 R2年3月末時点相談件数		
	◇奨学金等の利用状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-02 奨学金実績		
	資料3-2-4-(3)-03 奨学金制度・授業料減免		

観点3－2－⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。
また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。

○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。

○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

☐ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 ☐ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料3-2-5-(1)-01 大島商船高等専門学校キャリア支援室規程		

(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（複数チェック■可） ■ キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 ■ 進路指導用マニュアルの作成 ■ 進路指導ガイダンスの実施 ■ 進路指導室 ■ 進路先（企業）訪問 ■ 進学・就職に関する説明会 ■ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 ■ 資格取得による単位修得の認定 ■ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 □ その他	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料 資料3-2-5-(2)-01 2019年度第01回教員会議資料 資料3-2-5-(2)-02 進路指導用マニュアルの作成 資料3-2-5-(2)-03 進路指導ガイダンスの実施関連資料 資料3-2-5-(2)-04 進路指導室（キャリア支援室）関連資料 資料3-2-5-(2)-05 進路先（企業）訪問関連資料 資料3-2-5-(2)-06 0303合説パンフレット 資料3-2-5-(2)-07 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談関連資料 資料3-2-5-(2)-08 単位認定に関する規程 資料3-2-5-(2)-09 国際交流関連資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (2)の取組が機能しているか。 ■ 機能している	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料 資料3-2-5-(3)-01 取組が機能しているか関連資料	上記(2)に関連して、機能している理由（成果等）を記載している	

観点3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料3-2-6-(1)-01 大島商船高等専門学校学生会会則		
	資料3-2-6-(1)-02 大島商船高等専門学校学生会細則		
	資料3-2-6-(1)-03 学生会（学校概要より）		
	資料3-2-6-(1)-04 施設一覧（学校概要より）		
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
■ なっている	資料3-2-6-(1)-01 大島商船高等専門学校学生会会則		再掲
	資料3-2-6-(1)-02 大島商船高等専門学校学生会細則		再掲
	資料3-2-6-(2)-01 大島商船高等専門学校厚生補導委員会規則		
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
■ 機能している	資料3-2-6-(3)-01 課外活動予算		
	資料3-2-6-(3)-02 令和3年度・クラブ顧問		
	資料3-2-6-(3)-03 クラブコーチャー一覧		
	資料3-2-6-(3)-04 施設整備状況		

観点3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料3-2-7-(1)-01 学寮設置状況1	学寮は校舎地区から小さな水路を挟んで隣接する場所に設置され、通学に非常に便利であり、集中して勉学できる環境である。	
	資料3-2-7-(1)-02 学寮設置状況2		
(2) 生活の間として整備しているか。	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）		
■ 整備している	資料3-2-7-(2)-01 談話室補食室等整備状況	各フロアに談話室や補食室、洗濯室を整備している。談話室には大型のテレビを設置しており、コミュニケーションを図る場所として機能している。補食室には電子レンジ及び電磁調理器を設置しており、簡単な夜食などを作る場として機能している。洗濯室には洗濯機及び乾燥機を設置している。また、冷蔵庫や製氷機、自動販売機なども整備しているほか、パソコン室には共用のパソコンだけではなく、プリンタ及びコピー機も整備している。	
(3) 勉学の間として整備しているか。	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）		
■ 整備している	資料3-2-7-(3)-01 自習時間の設定状況	習慣として学習できるよう、平日は毎日、自習時間を設けている。	
	資料3-2-7-(3)-02 自習室の整備状況	消灯後等、集中して学習するために自習室を整備している。	
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。	◇入寮状況がわかる資料		
■ 機能している	資料3-2-7-(4)-01 学寮入寮状況		
	◇勉学の間としての活用実績がわかる資料		
	資料3-2-7-(3)-01 自習時間の設定状況		再掲
	資料3-2-7-(3)-02 自習室の整備状況		再掲

(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料		
	資料3-2-7-(5)-01 大島商船高等専門学校学寮管理運営規則	円滑かつ適正な運営を図るため、学寮管理運営規則を定めている。運営体制としては、寮務主事、寮務主事補6名、寮務委員会、指導寮生、寮生会をおいており、学生課寮務係が事務に当たっている。	
	資料3-2-7-(5)-02 大島商船高等専門学校寮生会会則		
	資料3-2-7-(5)-03 大島商船高等専門学校寮生心得		
3－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 3**優れた点**

商船学科を設置しているため、全国各地より学生が集まり寮生活を送っているが、生活しやすいように限られた予算の中、老朽化した設備の修理や整備など住環境の改善をおこなっている。

	資料3-2-7-(2)-01 談話室補食室等整備状況		再掲

改善を要する点

該当なし

基準4 財務基盤及び管理運営

評価の視点 4－1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。 また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。			
観点4－1－① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。 【留意点】 ○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものかなどについて分析すること。			
関係法令（設）第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ なっている	◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表		
	資料4-1-1-(1)-01_大島商船高等専門学校貸借対照表（H28-R2）		
	資料4-1-1-(1)-02_大島商船高等専門学校損益計算書（H28-R2）		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-03_大島商船高等専門学校長期未払金内訳（H28-R2）		
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-04_大島商船高等専門学校臨時利益内訳（H28-R2）		
資料4-1-1-(1)-05_大島商船高等専門学校臨時損失内訳（H28-R2）			
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	◇その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(2)-01_大島商船高等専門学校団地概要		
	資料4-1-1-(2)-02_令和2年度保有資産利用状況報告		

(3) 過去5年間に於いて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保している	◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況 資料4-1-1-(3)-01_大島商船高等専門学校決算報告書 平成28年度 資料4-1-1-(3)-02_大島商船高等専門学校決算報告書 平成29年度 資料4-1-1-(3)-03_大島商船高等専門学校決算報告書 平成30年度 資料4-1-1-(3)-04_大島商船高等専門学校決算報告書 令和元年度 資料4-1-1-(3)-05_大島商船高等専門学校決算報告書 令和2年度 ◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
(4) 過去5年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ■ 支出超過となっていない	◇過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書 資料4-1-1-(4)-01_大島商船高等専門学校資金収支計算書及び消費収支計算書 平成28年度（非公表） 資料4-1-1-(4)-02_大島商船高等専門学校資金収支計算書及び消費収支計算書 平成29年度（非公表） 資料4-1-1-(4)-03_大島商船高等専門学校資金収支計算書及び消費収支計算書 平成30年度（非公表） 資料4-1-1-(4)-04_大島商船高等専門学校資金収支計算書及び消費収支計算書 令和元年度（非公表） 資料4-1-1-(4)-05_大島商船高等専門学校資金収支計算書及び消費収支計算書 令和2年度（非公表） ◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
観点4－1－② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■ 策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01 大島商船高等専門学校運営委員会規則		
	資料4-1-2-(1)-02 大島商船高等専門学校予算委員会規則		
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-03_予算編成方針(非公表)		
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01 予算配分通知		
	資料4-1-2-(2)-02 校内当初予算配分表		

観点4－1－③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。

【留意点】

- 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。
- 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。
- 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。

関係法令（設）第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■ 行っている	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
	資料4-1-3-(1)-01 予算配分通知		
	資料4-1-3-(1)-02 校内当初予算配分表		
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料4-1-3-(1)-03_校長裁量経費(非公表)		
	◇予算関連規程等		
	資料4-1-3-(1)-04 大島商船高等専門学校運営委員会規則		
	資料4-1-3-(1)-05 大島商船高等専門学校予算委員会規則		
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	資料4-1-3-(1)-06_予算委員会議事要旨（非公表）		
	資料4-1-3-(1)-07_運営委員会議事概要（非公表）		

	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）		
	資料4-1-3-(1)-08_キャンパスマスタープラン（非公表）		
	資料4-1-3-(1)-09_設備整備（マスタープラン）申請・採択一覧表（非公表）		
(2) 資源配分が、4-1-②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。 資料4-1-3-(2)-01_予算委員会議事要旨（非公表）		
	予算配分は、限られた資源を効果的に配分するため、各部署からの要望に対して、前年度配分額や重要性・必要性を踏まえた上で、予算委員会で審議した後、運営委員会で承認を得て配分している。また、校長裁量経費（教員個人、グループ、学科等が企画する教育・研究プロジェクト支援、学科等の教育設備整備支援及び論文掲載料支援）は、応募書類の審査及び応募者のヒアリング審査を経て校長が決定し、配分を行っている。		
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 資料4-1-3-(3)-01_予算配分通知		
観点4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。 【留意点】 ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。			
関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ■ 作成・公表している	◇作成・公表状況がわかる資料 資料4-1-4-(1)-01_公表状況(高専機構財務諸表)(Web)	https://www.kosen-k.go.jp/about/release/index.html#zaimu_shohyo	

(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ■ 実施している	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）		
	資料4-1-4-(2)-01 会計内部監査規則		
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-02 令和元年度監事監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-03 会計内部監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-04 高専相互会計内部監査報告事項等一覧		
4－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			
評価の視点			
4－2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。			
観点4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。 【留意点】 ○ 観点2－1－③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点2－1－③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。			
関係法令（法）第120条第3項（施）第175条（設）第3条の3、第10条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-1-(1)-01 大島商船高等専門学校学則（抜粋）		
	資料4-2-1-(1)-02 大島商船高等専門学校運営委員会規則		

(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）		
	資料4-2-1-(2)-01 大島商船高等専門学校教員組織規則		
	資料4-2-1-(2)-02 組織図	https://www.oshima-k.ac.jp/school/2021organization.pdf	
	資料4-2-1-(2)-03 各種委員会等委員一覧表		
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料		
	資料4-2-1-(3)-01 大島商船高等専門学校学則（抜粋）		
	資料4-2-1-(3)-02 役職者及び担任等一覧表		
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-1-(4)-01 事務組織規則		
	資料4-2-1-(4)-02 事務分掌細則		
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規程等、教員と事務職員が構成員として構成されている合議体がわかる資料		
	資料4-2-1-(5)-01 大島商船高等専門学校運営委員会規則		
	資料4-2-1-(5)-02 大島商船高等専門学校予算委員会規則		
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事録等。）		
	資料4-2-1-(6)-01_令和元年度運営委員会議事概要（非公表）	令和元年度は11回開催	
	資料4-2-1-(6)-02_令和2年度運営委員会議事概要（非公表）	令和2年度は12回開催	

観点4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。	◇規程等、整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料4-2-2-(1)-01 リスク管理に関する規程		
	資料4-2-2-(1)-02 防災管理規則		
	資料4-2-2-(1)-03 放射線障害防止管理規則		
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。	◇危機管理マニュアル等の資料		
■ 整備している	資料4-2-2-(2)-01 リスク管理体制		
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
■ 行っている	資料4-2-2-(3)-01 令和元年度救命講習（AED）の通知		
	資料4-2-2-(3)-02 令和元年度第2回防災訓練の通知		
	資料4-2-2-(3)-03 令和2年度救命講習の通知		
	資料4-2-2-(3)-04 令和2年度第1回防災訓練の実施について（通知）		
	資料4-2-2-(3)-05 さくら連絡網・訓練メールの通知		

観点4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

【留意点】

○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるかなどについて、分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ■ 行っている	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料		
	資料4-2-3-(1)-01 外部資金の受入状況（平成28年度～令和2年度）		
	資料4-2-3-(1)-02 講演「これであなたも研究助成金獲得！」について		
	資料4-2-3-(1)-03 科研費説明会の開催について		
	資料4-2-3-(1)-04 外部資金獲得のための座談会等の開催		
	資料4-2-3-(1)-05 科研費等外部資金獲得のための説明会開催について		
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
■ 整備されている	資料4-2-3-(2)-01 「公的研究費の取扱いを定めた規則（高専機構における公的研究費等の取扱いに関する規則）」	高専機構が定める規則（資料4-2-3-(2)-01）に基づき、校長をコンプライアンス推進責任者とする管理体制（資料4-2-3-(2)-02、資料4-2-3-(2)-03）を整備している。資料4-2-3-(2)-04及び資料4-2-3-(2)-05のとおり、権限と責任を明確にし、業務の分担の実態と乖離が生じないよう、適切な職務分掌を定めている。	
	資料4-2-3-(2)-02 「公的研究費の不正防止の責任体制等を示す資料」		
	資料4-2-3-(2)-03 「公的研究費等に係る相談窓口及び通報窓口について」		
	資料4-2-3-(2)-04 「会計機関の事務の一部委任について」		
	資料4-2-3-(2)-05 「会計機関の補助者等の指定について」		

観点 4－2－④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

- 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。
- 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。
- 財務的資源については、観点 4－2－③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。
- 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。）
 - ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。）
 - ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料
 - ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料
 - ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料
 - ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■ 活用している	◇活用状況がわかる資料		
	資料4-2-4-(1)-01 キャリア教育に関する講演会		
	資料4-2-4-(1)-02 令和2年度島スクエアフォーラムの開催		
	資料4-2-4-(1)-03 本校OB及び近隣地域住民が課外活動等の指導支援を行っていることがわかる資料		
	資料4-2-4-(1)-04 産学連携関係の共同研究の実例及び地域自治体との協定を基にした支援依頼		
	資料4-2-4-(1)-05 国際交流協定校		

観点 4－2－⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

- 【留意点】
- ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点 2－4－③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。
 - SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。

関係法令（設）第10条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。	◇規程等の資料		
■ 実施している	資料4-2-5-(1)-01 高専機構教職員の研修に関する規則（教職員の研修に関する規則）		
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料4-2-5-(1)-02 事務職員の研修等の実施状況を示す資料1（SD・研修等の実施・参加状況）		
	資料4-2-5-(1)-03 事務職員の研修等の実施状況を示す資料2（令和2年度までの職制研修受講一覧）		
	資料4-2-5-(1)-04 事務職員の研修等の実施状況を示す資料3（令和元年度大島商船高等専門学校SD研修実施要項）		
	資料4-2-5-(1)-05 管理運営に携わる教職員の研修に関する資料1（管理職研修）		
	資料4-2-5-(1)-06 管理運営に携わる教職員の研修に関する資料2（新任校長・新任事務部長研修会）		

4－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

特になし

評価の視点 4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。			
観点 4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。			
【留意点】 ○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。			
関係法令（施）第165条の2、（施）第172条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（複数チェック■可） ■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針 ■ 教育研究上の基本組織 ■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 ■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ■ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 ■ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
	資料4-3-1-(1)-01 学校概要(HPリンク)	https://www.oshima-k.ac.jp/school/introduce/gaiyou.html	
	◇【様式2－5】ウェブサイト掲載項目チェック表		

4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 4

優れた点

○本校は112,540㎡の校地（資料4-1-1-(2)-01）を平地で保有している。このことから、全ての保有校地を有効地として利活用することができ、将来における教育環境の変化に対応した新たな施設整備が可能である。

○予算編成では、当期の運営費交付金等の経常的な収入額を確保（資料4-1-1-(3)-05）し、収入額に応じた予算編成方針（資料4-1-2-(1)-03）を毎年度策定している。この方針に基づき作成した予算配分書(案)は、予算委員会（資料4-1-2-(1)-02）で審議承認されたのち、運営委員会（資料4-1-2-(1)-01）に付議され確定しているため、全ての教職員に対し公正性、透明性が確保されている。

○校長裁量経費等の重点配分経費は、全ての教職員に申請できる機会を公平に与え、一次審査を、総務主事、校長補佐、事務部長、総務課長が担い、総務主事のヒアリングを経て校長が決定するシステムとしており、全校的な組織体制が構築されている。（資料4-1-3-(1)-03）

	資料4-1-1-(2)-01 大島商船高等専門学校団地概要		再掲
	資料4-1-1-(3)-05 大島商船高等専門学校決算報告書 令和2年度		再掲
	資料4-1-2-(1)-03_予算編成方針(非公表)		再掲
	資料4-1-2-(1)-02 大島商船高等専門学校予算委員会規則		再掲
	資料4-1-2-(1)-01 大島商船高等専門学校運営委員会規則		再掲
	資料4-1-3-(1)-03_校長裁量経費(非公表)		再掲

改善を要する点

該当なし

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点			
5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。			
観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。			
【留意点】			
○ 観点 1－2－②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。			
関係法令（設）第15条、第16条、第17条、第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01 学則（カリキュラム）	低学年では一般科目を多く配置し、学年が上がるほど専門科目を多く配置している。	
	資料5-1-1-(1)-02 カリキュラムソリー	本校の教育の目的を達成するため、科目を到達目標ごとに配置している。	
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。	◇配慮していることがわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-02 カリキュラムソリー		再掲
(3) 進級に関する規程を整備しているか。	◇進級に関する規程の整備状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01 学則（各学年の課程修了）		
	資料5-1-1-(3)-02 学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程（HP掲載）	https://www.oshima-k.ac.jp/campus/14%20%E5%AD%A6%E6%A5%AD%E6%88%90%E7%B8%BE%E3%81%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E4%B8%A6%E3%81%B3%E3%81%AB%E9%80%B2%E7%B4%9A%E5%8F%8A%E3%81%B3%E5%8D%92%E6%A5%AD%E3%81%AE%E8%AA%8D%E5%AE%9A%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A6%8F%E7%A8%8B-H28.10.01.pdf	

(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■ 確保している	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。） 資料5-1-1-(4)-01_令和2年度教務予定表		
(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■ 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。） 資料5-1-1-(5)-01_HR計画表兼報告書		
観点5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。 【留意点】 ○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。			

関係法令（設）第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（複数チェック■可）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
☐ 他学科の授業科目の履修を認定	資料5-1-2-(1)-01 インターンシップに関する規程		
☒ インターンシップによる単位認定	資料5-1-2-(1)-02 知識及び技能に関する審査における成果に係る学修による単位認定に関する規程		
☐ 専攻科課程教育との連携	資料5-1-2-(1)-03 大島商船高等専門学校先端技術教育研究センター規則		
☒ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成	資料5-1-2-(1)-04 TOEIC-IP		
☒ 資格取得に関する教育	資料5-1-2-(1)-05_授業改善報告書（非公表）		
☐ 他の高等教育機関との単位互換制度			
☒ 個別の授業科目内での工夫			
☒ 最先端の技術に関する教育			
☐ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
☒ 単位互換制度を設けていないので、該当しない			

観点 5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

【留意点】

- 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等においての具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
- 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。
- 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。

（注）PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等）		
	資料5-1-3-(1)-01 情報工学科シラバス（創造演習）		
	資料5-1-3-(1)-02 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（シラバス「創造工学」）		
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(1)-03 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（「創造演習Ⅰ」成果発表会資料）		
	資料5-1-3-(1)-04 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（「創造工学」授業資料）		
	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	該当なし		

(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの中での具体的な工夫内容等。）		
	資料5-1-3-(2)-01 インターンシップ説明会（R1依頼文、R3オンライン）		
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(2)-02_インターンシップ実施報告(非公表)		
	◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
該当なし			
5－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。			

観点5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】

なし。

関係法令 （設）第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料5-2-1-(1)-01_学則（カリキュラム）		
	資料5-2-1-(1)-02_講義と実験の割合の一覧表		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	講義で学んだことを実技に生かせるよう、実験・実習・演習科目の割合は高学年に行くほど多くなっている。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可） ■ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 □ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用 ■ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ■ 一般科目と専門科目との連携 □ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料5-2-1-(2)-01_R3学習支援員の募集について		
	資料5-2-1-(2)-02_実験実習実施計画(非公表)		
	資料5-2-1-(2)-03_アクティブラーニング型授業（創造演習Ⅰ）		
	資料5-2-1-(2)-04_授業改善報告書（非公表）		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【留意点】

なし。

関係法令 （設）第17条、第17条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（複数チェック■可）	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料		
■ 授業科目名	資料5-2-2-(1)-01_Webシラバスフォーマット		
■ 単位数	資料5-2-2-(1)-02_Webシラバス入力要領		
■ 授業形態	資料5-2-2-(1)-03_シラバス作成例		
■ 対象学年			
■ 担当教員名			
■ 教育目標等との関係			
■ 達成目標			
■ 教育方法			
■ 教育内容（1 授業時間ごとに記載）			
■ 成績評価方法・基準			
■ 事前に行う準備学習			
■ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示			
■ 教科書・参考文献			
□ その他			
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。		

(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ■ 改善を行っている	◇活用状況がわかる資料		
	資料5-2-2-(2)-01 授業評価アンケート依頼文	高専機構全体でWebシラバスが活用されている。教員は授業の1回目に印刷したシラバスを配布し、授業全体の流れ説明している。また、講義に関する授業評価アンケートにおいて、シラバスに沿っていたか質問があり、学生がシラバスを活用していたか把握している。	
	◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。		
	該当なし		
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。 ■ 確保している	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）		
	資料5-1-1-(4)-01 令和2年度教務予定表	教務予定表に示されている丸印の番号が授業回数を表している。また、原則2単位科目は通年で週2時間で実施されている。	再掲
	資料5-2-2-(3)-01 令和3年度 前期 時間割		
(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。 ■ 1単位時間＝50分で規定、45分で運用	◆1単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料5-2-2-(4)-01 学則（1単位時間）		
	資料5-2-2-(4)-02 令和3年度 前期 時間割		
	本校では2単位時間を90分として授業を行っている。2単位の連続授業では、出欠確認、復習、課題提示等の時間が短縮でき、50分の1単位時間授業を2回実施するのと同程度以上の効果が得られると考えている。		

(5) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。 ■ 明示している	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料 資料5-2-2-(5)-01_自学自習時間における学生の心得（HP掲載）	https://www.oshima-k.ac.jp/campus/15%20%E8%87%AA%E5%AD%A6%E8%87%AA%E7%BF%92%E6%99%82%E9%96%93%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E5%AD%A6%E7%94%9F%E3%81%AE%E5%BF%83%E5%BE%97%EF%BC%89.pdf	
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。 (複数チェック■可) ■ 授業外学習の必要性の周知 ■ 事前学習の徹底 ■ 事後展開学習の徹底 ■ 授業外学習の時間の把握 □ その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料 資料5-2-2-(6)-01_自学自習報告書例 資料5-2-2-(1)-03_シラバス作成例 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。	この報告書によって、事前事後の学習内容を把握している。また、学生にはレポートの提出という形で徹底を図っている。	再掲
5－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点

5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。

観点5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】

なし。

関係法令 （設）第17条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料5-3-1-(1)-01_大島商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程		
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料5-3-1-(2)-01_成績会議資料（令和元年度末1ページ目）（非公表）		
	資料5-3-1-(2)-02_成績会議通知		
	資料5-3-1-(1)-01_大島商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程		再掲
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料5-3-1-(3)-01_学修単位成績資料（例）（非公表）	提出された成績資料（自学自習報告書添付あり）により確認している	

(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-1-(4)-01 シラバスの例（商船学科1英語コミュニケーション）	Webシラバス ※シラバスの印刷物を年度当初、該当授業分を配布し説明している	
	資料5-3-1-(4)-02 学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程（HP掲載）	https://www.oshima-k.ac.jp/campus/14%20%E5%AD%A6%E6%A5%AD%E6%88%90%E7%B8%BE%E3%81%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E4%B8%A6%E3%81%B3%E3%81%AB%E9%80%B2%E7%B4%9A%E5%8F%8A%E3%81%B3%E5%8D%92%E6%A5%AD%E3%81%AE%E8%AA%8D%E5%AE%9A%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A6%8F%E7%A8%8B-H28.10.01.pdf	
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料5-3-1-(5)-01 成績評価や単位認定に関する基準の認知状況		
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(6)-01_追試験の成績評価の規定等がわかる資料（教務関係心得）（非公表）		

(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(7)-01_成績不服申し立て（成績表見本）		
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可） ☐ 成績評価の妥当性の事後チェック ☒ 答案の返却 ☒ 模範解答や採点基準の提示 ☐ G P A の進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他			
	資料5-3-1-(8)-01_教員マニュアル（令和3年度版）（非公表）	答案は、採点后教務係においてPDF化して保管し、原紙は学生に返却している。	
	資料5-2-2-(2)-01_授業評価アンケート依頼文		再掲
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	答案は、採点后学生に返却され、その際に模範解答、採点基準について説明している。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

【留意点】

なし。

関係法令（法）第117条（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料5-3-2-(1)-01_学則（修業年限）		
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料5-3-1-(4)-(2)_学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程（HP掲載）	https://www.oshima-k.ac.jp/campus/14%20%E5%AD%A6%E6%A5%AD%E6%88%90%E7%B8%BE%E3%81%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E4%B8%A6%E3%81%B3%E3%81%AB%E9%80%B2%E7%B4%9A%E5%8F%8A%E3%81%B3%E5%8D%92%E6%A5%AD%E3%81%AE%E8%AA%8D%E5%AE%9A%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A6%8F%E7%A8%8B-H28.10.01.pdf	再掲
	資料5-3-2-(2)-01_学則（卒業）		
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-2-(3)-01_卒業認定会議資料（令和元年度1、2ページのみ）（非公表）		

(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-2-(4)-01 卒業認定基準の周知についての資料（学生生活ハンドブック抜粋）		
	資料5-3-1-(4)-02 学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程（HP掲載）	https://www.oshima-k.ac.jp/campus/14%20E5%AD%A6%E6%A5%AD%E6%88%90%E7%B8%BE%E3%81%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E4%B8%A6%E3%81%B3%E3%81%AB%E9%80%B2%E7%B4%9A%E5%8F%8A%E3%81%B3%E5%8D%92%E6%A5%AD%E3%81%AE%E8%AA%8D%E5%AE%9A%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A6%8F%E7%A8%8B-H28.10.01.pdf	再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料5-3-1-(5)-01 成績評価や単位認定に関する基準の認知状況		再掲

5－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準 5

優れた点

該当なし

改善を要する点

該当なし

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点

6－1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点 6－1－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

【留意点】

○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。

関係法令 （設）第3条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ■ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料6-1-1-(1)-01_R3編入学生募集要項		
	資料6-1-1-(1)-02_入試選考基準(20181105現在)（非公表）		
	資料6-1-1-(1)-03_本科入学者合否判定資料（1ページ目のみ）（非公表）		
	資料6-1-1-(1)-04_令和3年度学生募集要項		
	資料6-1-1-(1)-05_入試選考基準（編入学）（非公表）		

観点 6－1－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料1-3-1-(1)-02_入学試験委員会規則		再掲
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料1-3-1-(1)-02_入学試験委員会規則		再掲

(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料 資料6-1-2-(2)-01_入試委員会議事要旨301105(傾斜配点検討)（非公表） 資料6-1-2-(2)-02_入試委員会で使用した入試データ（非公表）	この時の委員会では、学力入試における傾斜配分による点数調整が主なテーマであったが、同時に推薦入試、学力入試の学生の入学時点の成績と入学後の成績推移も分析している。	
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 資料6-1-2-(2)-01_入試委員会議事要旨301105(傾斜配点検討)（非公表） 学力試験による入学者の評点と入学後の成績の相関関係を確認し、学力選抜の傾斜配分による点数調整について議論した。		再掲
観点 6－1－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。 【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。 ○ (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。			
関係法令（設）第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年3月31日文部科学省告示第45号）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。 ■ 定めている	◇学則の該当箇所 資料6-1-3-(1)-01_大島商船高等専門学校学則（第8条）		

(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料1-3-1-(1)-02 入学試験委員会規則		再掲
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【様式2-2】平均入学定員充足率計算表		
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		

6－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準 6

優れた点

該当なし

改善を要する点

該当なし

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点

7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。

観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】

○ 学生の成績（卒業時のGPA値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料5-3-1-(4)-02_学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程（HP掲載）	https://www.oshima-k.ac.jp/campus/14%20%E5%AD%A6%E6%A5%AD%E6%88%90%E7%B8%BE%E3%81%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E4%B8%A6%E3%81%B3%E3%81%AB%E9%80%B2%E7%B4%9A%E5%8F%8A%E3%81%B3%E5%8D%92%E6%A5%AD%E3%81%AE%E8%AA%8D%E5%AE%9A%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A6%8F%E7%A8%8B-H28.10.01.pdf	再掲
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料7-1-1-(2)-01_令和元年度5年生卒業等認定会議資料（非公表）		

(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(3)-01 進級不認定者数・退学者数（自己点検・評価報告書データ）		
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	過去5年間の留年率は平均で1％程度であり、卒業認定率は概ね99％以上となっていることから、学習・教育の成果が認められると判断する。		
観点7－1－② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点7－1－①と同じ体制で実施されている場合には、観点7－1－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料7-1-2-(1)-01 大島商船高等専門学校キャリア支援室規程		
	資料7-1-2-(1)-02 大島商船高等専門学校教務委員会規則		

(2) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 資料7-1-2-(2)-01 卒業生到達度アンケート 資料7-1-2-(2)-02 2020「高専での学びの状況」に関する調査		
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料1-1-3-(1)-10 卒業3年後卒業生アンケート	卒業後3年後にアンケートを実施している。	再掲
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	資料7-1-2-(4)-01 就職先企業との面談状況 資料7-1-2-(4)-02 大学による進路説明会実施状況 資料1-1-3-(1)-11 就職・進学先に対する意見聴取の実施状況がわかる資料		再掲
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 調査結果によれば、卒業生自身の学習・到達目標の達成度については、5点満点で4点程度となっている。また、就職先企業の学校への訪問は、増加する傾向があり、本校学生への評価が高いものと考えられる。		

観点 7－1－③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】なし。

関係法令 (法)第122条 (施)第178条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式2－4】卒業生進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	卒業生進路実績表により、過去5年の就職と進学の割合は、約8：2となっており、産業界に多くの実践的技術者を養成した成果が認められる。また、産業別の実績によれば、商船学科は運輸業へ、電子機械工学科は製造業へ、情報工学科は情報通信業へ多くの学生が就職している。さらに、2～3割の学生がさらに高いレベルの技術者あるいは研究者を目指し、専攻科及び大学に進学しており、各学科の方針と合致した人材育成の成果が認められる。		

7－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 7

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
該当なし			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点			
8－1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点 8－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。			
【留意点】			
○ 観点 1－2－⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。			
○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄）			
海洋交通システム学専攻および電子・情報システム工学専攻につながる準学士課程の商船学科，電子機械工学科，情報工学科のいずれにおいても，高学年において高度な一般科目および各科で基礎となる専門科目が配置されている，専攻科では準学士課程の教育内容を発展させた科目が配置されており、学位授与機構の特例適用専攻科の認定を受けている。このことからカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目が適切に配置されていると判断できる。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点 8－1－② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、
根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校は、商船学科は海洋交通システム学専攻、電子機械工学科、情報工学科の2学科は電子・情報システム工学専攻に対応している。本校専攻科は2専攻(5分野)全て、特例適用専攻科として認定されており、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を十分考慮した教育課程となっているものと判断できる。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点 8－1－③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、
それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、
根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。
なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ☒ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料8-1-3-(1)-01 海洋交通システム学専攻教育課程表(令和2年度専攻科シラバスP.9)		
	資料8-1-3-(1)-02 電子・情報システム工学専攻教育課程表(令和2年度専攻科シラバスP.87)		
	資料8-1-3-(1)-03 専攻科講義・実験・演習等割合		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 実践的な授業科目として特別研究(実験)以外には、海洋交通システム学専攻では、海洋個交通システム特別実験(実験)や、海洋個交通システム特別演習(演習)、電子・情報システム工学専攻では、電子・情報システム特別実験(実験)や、創造工学演習(演習)などがカリキュラムに含まれており、高度で実践的な技術者教育を目指した授業形態となっている。具体的な構成比は、海洋交通システム学専攻では、講義69.7%，実験・実習25.8%，演習4.5%，電子・情報システム工学専攻では、講義71.9%，実験・実習25.8%，演習2.2%であり、授業形態のバランスは適切である。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可） ☒ 教材の工夫 ☒ 少人数教育 ☒ 対話・討論型授業 ☒ フィールド型授業 ☒ 情報機器の活用 ☐ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ☐ 一般科目と専門科目との連携 ☐ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料8-1-3-(2)-01 創造工学演習シラバス	1)教材の工夫，3)対話・討論型授業，4)フィールド型授業	
	資料8-1-3-(2)-02 H30年度創造工学演習(電子機械系)成果報告会	1)教材の工夫，3)対話・討論型授業，4)フィールド型授業	
	資料8-1-3-(2)-03 創造工学演習(情報系)テーマ一覧	1)教材の工夫，3)対話・討論型授業，4)フィールド型授業	
	資料8-1-3-(2)-04 海洋交通システム学特別実験シラバス	2)少人数教育	
	資料8-1-3-(2)-05 海洋交通システム学特別演習シラバス	2)少人数教育	
	資料8-1-3-(2)-06 電子・情報システム工学特別実験シラバス	2)少人数教育 受講生が10名を超える場合は複数グループに分けて実施	
	資料8-1-3-(2)-07 電子黒板・短焦点プロジェクター	5)情報機器の活用 創造工学演習等の対話・討論型授業で使用している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点 8－1－④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】

- 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校専攻科は、特例適用専攻科として認定されていることから、教養教育や研究指導が適切に行われていると判断できる。

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点 8－1－⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校は、JABEE認定プログラムの認定の結果を利用しない。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料8-1-5-(1)-01 大島商船高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程	専攻科の成績評価(第6条, 第7条)および単位認定(第8条)について示している。	
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料8-1-5-(2)-01 学年末における成績会議等について【D2修了認定会議】		
	資料8-1-5-(2)-02_専攻科1年学年末における成績会議資料（非公表）	シラバスに沿って評価された点数を基に単位認定を行っている。	
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(3)-01 電子・情報システム工学専攻シラバス例「情報システム学」		
	資料8-1-5-(3)-02 自学自習時間の利用に関する報告書（様式）	授業時間以外の自学自習時間の報告を本様式で求めている。	
	資料8-1-5-(3)-03 自学自習時間の利用に関する報告書		
	資料8-1-5-(3)-04 R2年度成績資料ラベル	学年末の成績資料として「自学自習報告書」の提出を求めている。	
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-5-(1)-01 大島商船高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程	https://www.oshima-k.ac.jp/other/kitei_senkouka.pdf	再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料8-1-5-(5)-01 成績評価方法の方針と単位認定基準に関するアンケート	成績評価方法の方針と単位認定基準についてアンケートを実施している。	
	資料8-1-5-(5)-02 成績評価方法の方針と単位認定基準に関するアンケート結果		
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料8-1-5-(1)-01 大島商船高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程	第6条	再掲

(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料 資料8-1-5-(7)-01 成績不服申し立て（成績表見本） 資料8-1-5-(1)-01 大島商船高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程	第6条で学生からの意見具申について定めている。	再掲
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可）			
☐ 成績評価の妥当性の事後チェック	資料8-1-5-(8)-01 答案の返却および模範解答や採点基準の提示を行っている措置がわかる資料 R1学年末特別日課		
■ 答案の返却	資料8-1-5-(8)-02 成績分布のガイドライン		
■ 模範解答や採点基準の提示	資料1-1-3-(1)-08 在学生及び卒業（修了）時の学生に対する意見聴取の実施状況がわかる資料（教育目標達成度アンケート項目及び結果）		再掲
☐ G P A の進級判定への利用			
■ 成績分布のガイドラインの設定			
☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック			
☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック			
☐ その他			
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	成績評価の方法は各講義初回に配付する各科目のシラバスを用いて説明している。 資料8-1-5-(8)-01に示すように前期、後期の定期試験後特別日課を編成し、答案返却および解答を実施している。なお、中間試験後は講義の中で解答・答案返却を実施している。成績分布のガイドラインとして「教務関係心得」の中で学級平均点の目標値を記載している。また、成績評価を含めた講義の実施状況は資料8-1-5-(8)-03のアンケートを通して学生目線から確認している。		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点 8－1－⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校は、JABEE認定プログラムの認定の結果を利用しない。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料 資料8-1-6-(1)-01 大島商船高等専門学校学則_第32条	第32条	
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や修了認定基準 資料8-1-5-(1)-01 大島商船高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程	第10条	再掲
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料 資料8-1-6-(3)-01 令和2年度電子・情報システム工学専攻2年単位修得状況一覧 資料8-1-6-(3)-02_専攻科2年修了認定会議資料（非公表） 資料8-1-6-(5)-02 修了認定基準に関するアンケート結果		
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 資料8-1-6-(4)-01 大島商船高等専門学校学則_第39条 資料8-1-5-(1)-01 大島商船高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程	https://www.oshima-k.ac.jp/campus/1%20%E5%AD%A6%E5%89%87.pdf https://www.oshima-k.ac.jp/other/kitei_senkouka.pdf	再掲

(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☒ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料8-1-6-(5)-01 修了認定基準に関するアンケート	修了認定基準の認知度についてアンケートを実施している	
	資料8-1-6-(5)-02 修了認定基準に関するアンケート結果		再掲
8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5－1及び5－2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。			
創造工学演習では、複数の専門科目についての知見を総合的に活用するエンジニアリングデザインについて実践し、専門的な問題解決能力を習得して応用などの業務に対処できる技術者を育成できる。電子機械系のIoT技術を用いた地域の問題解決を目指した実践的なテーマ設定や、情報系における実用的なシステム開発を実施している。			
	資料8-1-3-(2)-02 H30年度創造工学演習(電子機械系)成果報告会		再掲
	資料8-1-3-(2)-03 創造工学演習(情報系)テーマ一覧		再掲
評価の視点 8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。			
観点8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック ☒) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック ☒)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。 ☒ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料8-2-1-(1)-01 専攻科募集要項2021		
	資料8-2-1-(1)-02 入学試験実施状況が分かる資料		
	資料8-2-1-(1)-03_専攻科入試面接評価表（非公表）		
	資料8-2-1-(1)-04_専攻科入試の合否判定基準（非公表）		
観点8－2－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 【留意点】 なし。			

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料8-2-2-(1)-01 大島商船高等専門学校専攻科委員会規則	専攻科委員会にて入学選抜について定期的に審議し、その結果をふまえて改善している。	
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料8-2-2-(1)-01 大島商船高等専門学校専攻科委員会規則	専攻科委員会にて入学選抜について定期的に審議し、その結果をふまえて改善している。	再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料8-2-2-(2)-01_入学者がアドミッション・ポリシーに沿っているか検証していることがわかる資料 1 (非公表)	専攻科委員会での審議事項のリスト	
	資料8-2-2-(2)-02 入学者がアドミッション・ポリシーに沿っているか検証していることがわかる資料 2		
(3) (2)の検証の結果を入学選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている			
	資料8-2-2-(2)-01_入学者がアドミッション・ポリシーに沿っているか検証していることがわかる資料 1 (非公表)		再掲
	資料8-2-2-(2)-02 入学者がアドミッション・ポリシーに沿っているか検証していることがわかる資料 2		再掲
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	上述した資料のとおり、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れているか、またそのような学生を受け入れる入学選抜となっているか、専攻科委員会において継続的に検証している。推薦および学力選抜の実施する入試科目（範囲）についても適宜検討している。またグローバル人材の育成を念頭に、入試における英語の評価に評価方法を改善した。		

観点 8－2－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

- (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規程の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所 資料8-1-6-(1)-01_大島商船高等専門学校学則_第32条		再掲
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 資料8-2-3-(2)-01_大島商船高等専門学校専攻科委員会規則 資料8-2-3-(2)-02_入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備していることがわかる資料		
(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 超過又は不足がある	◇【様式2－2】平均入学定員充足率計算表	5年平均：K専攻2.4/4 D専攻11.6/8 K専攻：R02：2, R01：1, H30：4, H29：2, H28：3 D専攻：R02：8, R01：17, H30：17, H29：8, H28：8	

(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 行っている	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
	資料8-2-3-(4)-01_令和4年度専攻科募集要項「研究キーワード」	「学修総まとめ科目」担当可能教員を示す。	
	資料8-2-3-(4)-02_大幅に不足している状況に対して取った対応がわかる資料	海洋交通システム学専攻1年と商船学科5年の研究講義の成果発表の同時開催。令和2年度については、新型コロナウイルス対策で別日程で実施のため平成30年度の日程表	
	資料8-2-3-(4)-03_実入学者数の大幅超過および大幅不足の状況に対する取組を説明する資料		
	電子・情報システム工学専攻における入学定員の大幅超過、および海洋交通システム学専攻における大幅不足に対して別紙資料のように改善の取組を行っている。	資料8-2-3-(4)-03_実入学者数の大幅超過および大幅不足の状況に対する取組を説明する資料	

8－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし		

評価の視点

8－3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

観点8－3－① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○ 学生の成績（修了時のG P A値等。）や修業年限内修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料8-2-3-(2)-01_大島商船高等専門学校専攻科委員会規則	第2条に示すように、専攻科委員会で修了、学業成績について審議を行っている。	再掲
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-1-6-(3)-02_専攻科2年修了認定会議資料（非公表）		再掲
	資料8-3-1-(2)-01_専攻科生の学外発表のリスト		
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-3-1-(3)-01_学年末に成績会議等を開催していることが分かる資料		
観点8－3－② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点8－3－①同じ体制で実施されている場合には観点8－3－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料8-3-2-(1)-01 学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制の整備状況がわかる資料		
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料1-1-3-(1)-08 在学生及び卒業（修了）時の学生に対する意見聴取の実施状況がわかる資料（教育目標達成度アンケート項目及び結果）		再掲
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-10 卒業3年後卒業生アンケート		再掲
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-11 就職・進学先に対する意見聴取の実施状況がわかる資料		再掲
	資料7-1-2-(4)-01 就職先企業との面談状況		再掲
	資料7-1-2-(4)-02 大学による進路説明会実施状況		再掲

(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	資料1-1-3-(1)-08のから、教育目標に対する達成度を把握していることがわかる。また資料1-1-3-(1)-10から、各進路先で学習・教育・研究の成果が活かされていることがわかる。さらに資料1-1-3-(1)-12から、進路先関係者等からの評価は総じて高いことがわかる。以上からディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育・研究の成果が認められると考えられる。		

観点 8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式2－4】修了者進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	各専攻とも、就職率、進学率はほぼ100%であり、就職先や進学先も養成しようとする人材像にかなったものとなっている。なお、就職先や進学先は令和2年度(海洋交通システム専攻については平成30年度)のものを示しているが、他の年度においても同様である。		

観点 8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇学位取得状況がわかる資料		
	資料8-3-4-(4)-01 過去5年間の学位取得状況		
8－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
○就職率および進学率は過去5年間でほぼ100%となっており、修了生がそれぞれ適切な進路先へ進むことのできる能力を身につけることができていると判断できる。 ○過去5年間の学位取得状況から、専攻科修了生すべてが学位を取得している。したがって、学習・教育・研究の成果が認められる。（資料8-3-4-(4)-01） ○本校専攻科での特別研究（必修・16単位）では、1回以上の学外発表が定められている。専攻科生の研究レベルについては、学外での評価も含まれており、質的保証の取り組みがなされている。（資料8-3-1-(3)-02） ○創造工学演習では、複数の専門科目についての知見を総合的に活用するエンジニアリングデザインについて実践し、専門的な問題解決能力を習得して応用などの業務に対処できる技術者を育成できる。（特記事項8-1）			

基準 8

優れた点

○就職率および進学率は過去5年間でほぼ100%となっており、修了生がそれぞれ適切な進路先へ進むことのできる能力を身につけることができていると判断できる。

○過去5年間の学位取得状況から、専攻科修了生すべてが学位を取得している。したがって、学習・教育・研究の成果が認められる。（資料8-3-4-(4)-01）

○本校専攻科での特別研究（必修・16単位）では、1回以上の学外発表が定められている。専攻科生の研究レベルについては、学外での評価も含まれており、質的保証の取り組みがなされている。（資料8-3-1-(2)-01）

○創造工学演習では、複数の専門科目についての知見を総合的に活用するエンジニアリングデザインについて実践し、専門的な問題解決能力を習得して応用などの業務に対処できる技術者を育成できる。（特記事項8-1）

	◇【様式2－4】修了者進路実績表		
	資料8-3-4-(4)-01 過去5年間の学位取得状況		再掲
	資料8-3-1-(2)-01 専攻科生の学外発表のリスト		再掲

改善を要する点

該当なし
